

★.....★

いばらき消費生活 メールマガジン

★.....★

2025年5月1日224号

■□■□■□■□■□■□■□■□■

1. はい！相談室です

「そのサイト信用できる？ネット通販トラブルに注意！」

2. 5月は消費者月間です！

■□■□■□■□■□■□■□■□■

1. はい！相談室です

「そのサイト信用できる？ネット通販トラブルに注意！」

手軽で便利なインターネット通販ですが、「支払いをしたのに品物が届かず、事業者と連絡が取れない」「欠品のため〇〇ペイで返金すると言われた」というトラブルが増えています。

【相談事例】

<事例1>

ネット通販で安いアウトドア用品を見つけた。事業者にすぐ代金を振り込まないとキャンセルすると言われ、慌てて代金を振り込んだものの品物は届かず、メールで事業者に催促しても返事はない。今は事業者のホームページが見られなくなっている。

<事例2>

ネットで通常10万円ほどの機械が半額だったので、安いと思い購入した。個人名の銀行口座に振り込んだが機械は届かず、相手からは「返金するのでコード決済アプリでQRコードを送る」と言われた。信用できるか。

<事例3>

ネット検索でなかなか売っていないレアグッズを見つけ、指定口座に代金を振り込んだ。その後、業者から欠品のため電子マネーで返金すると連絡が来て、「本人確認のため、無料通話アプリで電子マネーのID登録と画面共有をする」と言われた。知人から「画面共有はおかしい」と言われ手続きを止めたが、詐欺か。

【消費者へのアドバイス】

インターネット通販で代金を前払いし、商品が届かない、事業者との連絡も取れない場合は、解決がかなり困難です。

トラブルに遭わないために、次のことに注意しましょう。

◆通販サイトを利用する時は、販売業者の情報を確認！

- ・事業者の所在地・連絡先や販売責任者名など、定められた表記がされているか。
(電話番号が表示されていれば電話がつながるか)
- ・支払方法が電子マネーや銀行振込に限定され、口座名義が個人になっていないか。
- ・キャンセル、返品・返金のルールが記載されているか。

格安の高級ブランド品、マニアが欲しがるといわれるレアな商品が販売されていたら、詐欺サイトかもしれません。

◆「〇〇ペイで返金」と言われたら詐欺を疑って！

「欠品のためコード決済サービスを使って返金する」などと言われ、自分がお金を払う認識がないまま相手に「送金」してしまう被害が増加しているため、消費者庁及び国民生活センターでは注意を呼びかけています。

現状、消費者自身の操作で送金しているケースでは、コード決済サービス事業者の補償が受けられない場合が多くなっています。

〇〇ペイで返金と言われたら、相手の指示にはすぐ応じず消費生活センターへ相談してください。被害に遭ってしまった場合は、コード決済サービス事業者に申し出て警察に相談してください。

<参考資料>

○消費者庁 インターネット通販トラブル

手軽で便利なはずのインターネット通販。でも、油断していると「ニセモノが届いた」、「商品が届かない」なんてトラブルに巻き込まれる可能性もあります！

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/internet/trouble/internet.html

○国民生活センター 報道発表資料

引き続き返金詐欺に注意！「〇〇ペイで返金します」と言われたら詐欺を疑って！

https://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20240731_2.pdf

.....

「困ったな」「おかしいな？」と思ったら、すぐに消費生活センターなどに相談しましょう。商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問い合わせなど専門の相談員が受付け、公正な立場でトラブル解決のための助言、あっせん（消費者が当事者として事業者と交渉するための手助け）、情報提供などを行います。

◇ご相談は「消費者ホットライン」をご利用ください。

全国共通・局番なし3桁「消費者ホットライン：188（いやや）番」

最寄りの消費生活相談窓口、又は国民生活センターをご案内します。

※相談できる曜日・時間帯は、お住いの地域の相談窓口によって異なります。

※相談は無料ですが、通話料金をご負担ください。

.....

2. 5月は消費者月間です！

令和7年度の消費者月間の統一テーマは「明日の地球を救うため、消費者にできること グリーン志向消費 ～どのグリーンにする？～」です。

どんな消費行動が地球環境にとって良い行動なのか、ご自身の消費行動を振り返ったり、考えたり、話し合ったりする機会を作ってみませんか。そして、地球環境に配慮したグリーン志向の消費行動をみんなで初めてみませんか。さあ、みんなで地球を守る消費行動を始めましょう！

○消費者庁「令和7年度消費者月間」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/gekkan/2025/

○消費者庁「グリーン志向消費に関する行動チェックリスト」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/gekkan/2025/green/

【お知らせ】 パネル展示を実施中です。

日時：令和7年4月25日から5月8日10時まで

場所：県庁 2 階 県政広報コーナー 2
県庁にお越しの際は、ぜひお立ち寄りください。

.....

※当メールマガジンの配信を停止したい場合は、ホームページ「いばらき消費生活なび」より配信停止の手続きを行ってください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/syose/navi/project/mail-magazine.html>

このメールに心当たりのない場合やご不明な点がある場合は、お手数ですが

mail:syose@pref.ibaraki.lg.jp までご連絡ください。

■□■□■□■□■□■□■□■□■

【お問合せ先】

発行・編集 茨城県消費生活センター

〒310-0802 茨城県水戸市柵町 1 丁目 3 番 1 号

TEL：029-224-4722

FAX：029-226-9156

■□■□■□■□■□■□■□■□■